介護予防・日常生活支援総合事業に係る
事業者説明会

平成２８年８月２３日
日進市

（１）介護予防・日常生活支援総合事業について

総合事業の制度的位置付け

＜現行＞

介護給付（要介護1～5）

介護予防給付（要支援1～2）
- 訪問看護、福祉用具等
- 訪問介護、通所介護

介護予防事業
又は介護予防・日常生活支援総合事業
- ○ 二次予防事業
- ○ 一次予防事業

介護予防・日常生活支援総合事業の場合は、上記の他、生活支援サービスを含む要支援者向け事業、介護予防支援事業。

包括的支援事業
- ○地域包括支援センターの運営

介護予防ケアマネジメント、総合相談支援業務、権利擁護業務、ケアマネジメント支援

任意事業
- ○ 介護給付費適正化事業
- ○ 家族介護支援事業
- ○ その他の事業

地域支援事業

現行と同様

事業に移行

多様化

充実

＜見直し後＞

介護給付（要介護1～5）

介護予防給付（要支援1～2）

介護予防・日常生活支援総合事業
（要支援1～2、基本チェックリスト）
- ○ 介護予防・生活支援サービス事業
  - ・訪問型サービス
  - ・通所型サービス
  - ・生活支援サービス（配食等）
  - ・介護予防支援事業（ケアマネジメント）
- ○ 一般介護予防事業

包括的支援事業
- ○ 地域包括支援センターの運営（**地域ケア会議の充実**）
- ○ **在宅医療・介護連携の推進**
- ○ **認知症施策の推進**

（認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員 等）
- ○ **生活支援サービスの基盤整備**

（コーディネーターの配置、協議体の設置等）

任意事業
- ○ 介護給付費適正化事業
- ○ 家族介護支援事業
- ○ その他の事業

地域支援事業

出典「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」

総合事業への移行時期について

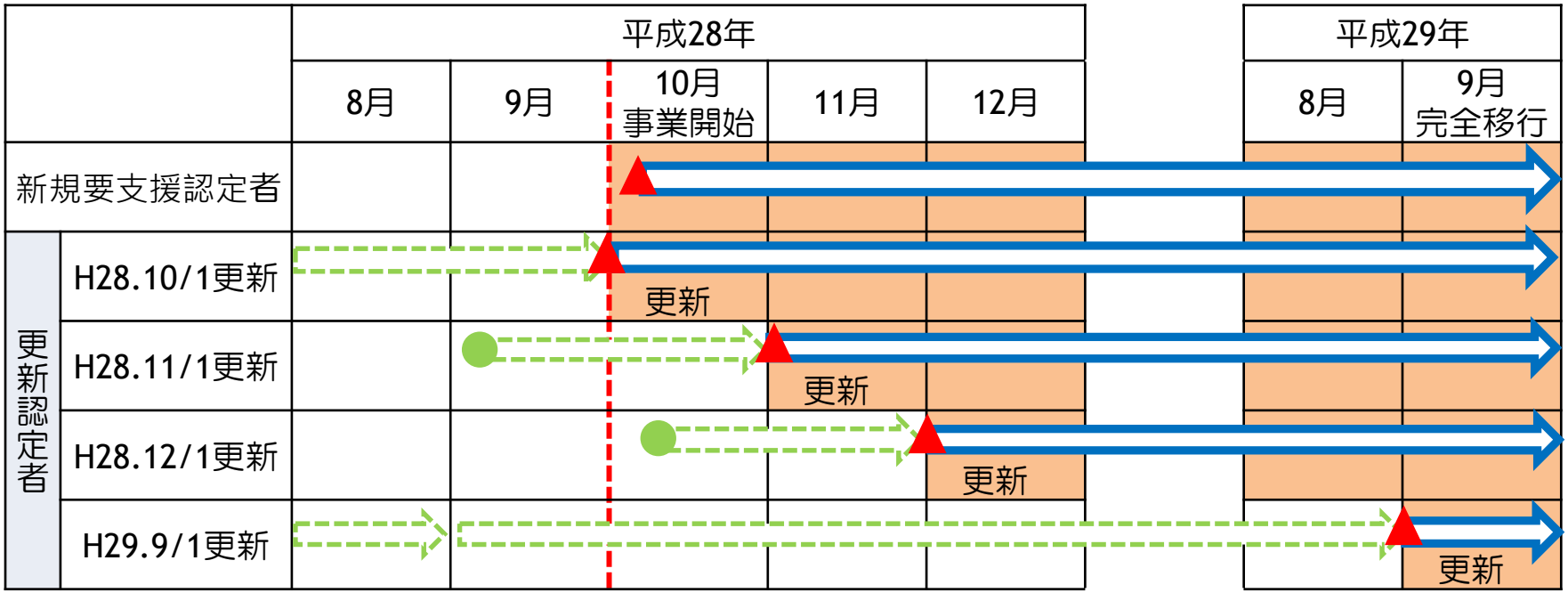

【総合事業移行時期の判断】

- 新規要支援認定者･･･平成28年10月1日以降の申請時
- 更新申請で要支援認定者･･･平成28年10月1日以降の初回更新認定時

＜事例＞

- 認定は受けているが、これまでサービス利用がなく、平成28年10月1日以降にサービス利用となる場合
  →初回更新認定を迎える前は、更新までは基本的に予防給付を利用。

要支援者のサービス利用について

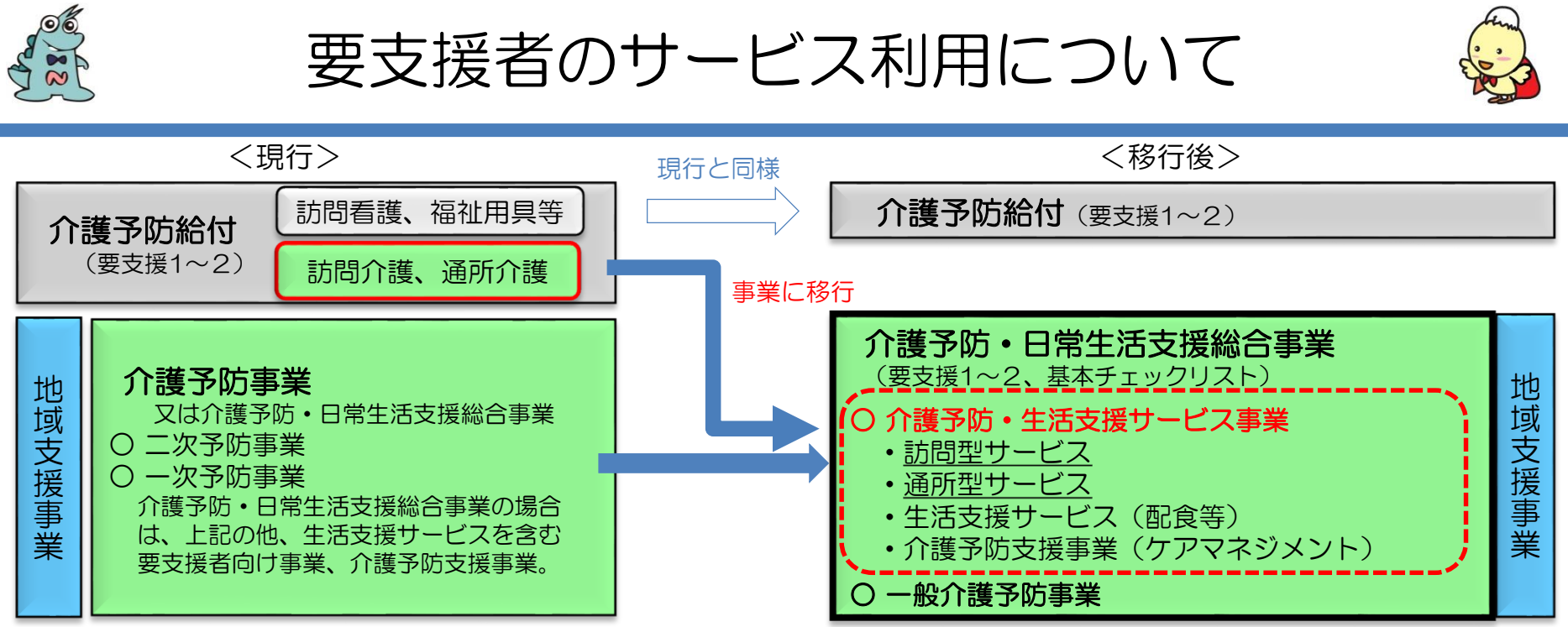

【サービス利用について】

1）移行前（更新前）・・・介護予防給付のみ
- サービス計画・・・ケアプラン
- 訪問介護・・・現行給付サービス
- 通所介護・・・現行給付サービス

2）移行後（更新後）・・・介護予防・生活支援サービス事業＋介護予防給付（必要時）
- サービス計画　・・・ケアプラン（給付利用有の時）またはケアマネジメント（給付利用無の時）
- 訪問型サービス・・・現行相当サービス（みなし指定等）＋訪問型サービスA～D
- 通所型サービス・・・現行相当サービス（みなし指定等）＋通所型サービスA～C

①訪問型サービス(第1号訪問事業)

ガイドラインで示された類型	実施時期	サービス提供者	実施方法
現行の訪問介護相当	平成28年10月から	指定事業者 （みなし指定・新規指定）	事業者指定
訪問型サービスA （緩和した基準によるサービス）	平成28年10月から	指定事業者 （新規指定）	事業者指定
訪問型サービスB （住民主体による支援）	―	―	―
訪問型サービスC （短期集中予防サービス）	―	―	―
訪問型サービスD （移動支援）	平成28年10月から	ＮＰＯ・ボランティア等 （補助・助成）	補助（助成）

※名称については検討中です。

①訪問型サービス(現行と基準緩和)

国のガイドライン類型	現行の訪問介護相当	緩和基準（A型）	
名称	介護予防訪問サービス （現行相当）	仮）訪問型サービスA （一体型）	仮）訪問型サービスA （単独型）
事業実施主体	既存の介護予防訪問介護指定事業者	既存の介護予防訪問介護事業者	新規参入事業者
サービス対象者	・既にサービス利用をしており、サービス利用の継続が必要と認められる者 ・医療的配慮が必要な者　等	要支援者 基本チェックリスト対象者	
ケアプラン （ケアマネジメント）	従来のケアプラン （ケアマネジメントA）	従来のケアプラン （ケアマネジメントA）	
提供するサービス	身体介護＋生活援助	介護保険法に規定される生活援助項目（料理・洗濯・掃除・生活必需品の買い物・ゴミ出し・ベッドメーキング・衣類の整理・衣服の修理・薬の受け取り）※自立支援（代行サービスではない）	
サービス概要の頻度	ケアマネジメントに基づき決定 （週1日～2日） ※様態により利用時間は異なる。	ケアマネジメントに基づき決定（週1日～2日） 1時間程度の利用時間を想定	
事業所指定/委託	事業者指定	事業者指定	
単価等	週1回：1,168単位/月 週2回：2,335単位/月 ※現行の介護予防訪問介護と同額	200単位/回	
利用者負担	1割または2割負担	1割または2割負担	
請求方法	国保連合会経由	国保連合会経由	
事業開始	平成28年10月	平成28年10月	

②通所型サービス(第1号通所事業)

ガイドラインで示された類型	実施時期	サービス提供者	実施方法
現行の通所介護相当	平成28年10月から	指定事業者 （みなし指定・新規指定）	事業者指定
通所型サービスＡ （緩和した基準によるサービス）	平成28年10月から	指定事業者 （新規指定）	事業者指定
通所型サービスＢ （住民主体による支援）	―	―	―
通所型サービスＣ （短期集中予防サービス）	平成28年10月から	委託事業者	委託

※名称については検討中です。

②通所型サービス(現行と基準緩和)

国のガイドライン類型	現行の通所介護相当	緩和基準（A型）	
名称	介護予防通所サービス （現行相当）	仮）通所型サービスA （一体型）	仮）通所型サービスA （単独型）
事業実施主体	既存の介護予防通所介護指定事業者	既存の介護予防通所介護事業者	新規参入事業者
サービス対象者	・既にサービス利用をしており、サービス利用の継続が必要と認められる者　等	要支援者 基本チェックリスト対象者	
ケアプラン （ケアマネジメント）	従来のケアプラン （ケアマネジメントA）	従来のケアプラン （ケアマネジメントA）	
提供するサービス	機能訓練・生活援助・送迎	機能訓練・送迎	
サービス概要の頻度	ケアマネジメントに基づき決定 （週1日～2日） ※様態により利用時間は異なる。	ケアマネジメントに基づき決定（週1日～2日） 2～3時間程度の利用時間を想定	
事業所指定/委託	事業者指定	事業者指定	
単価等	週1回：1,647単位/月 週2回：3,337単位/月 ※現行の介護予防通所介護と同額	350単位/回（送迎有） 300単位/回（送迎無）	
利用者負担	1割または2割負担	1割または2割負担	
請求方法	国保連合会経由	国保連合会経由	
事業開始	平成28年10月	平成28年10月	

②通所型サービス（体系イメージ）

通所型サービスのイメージ

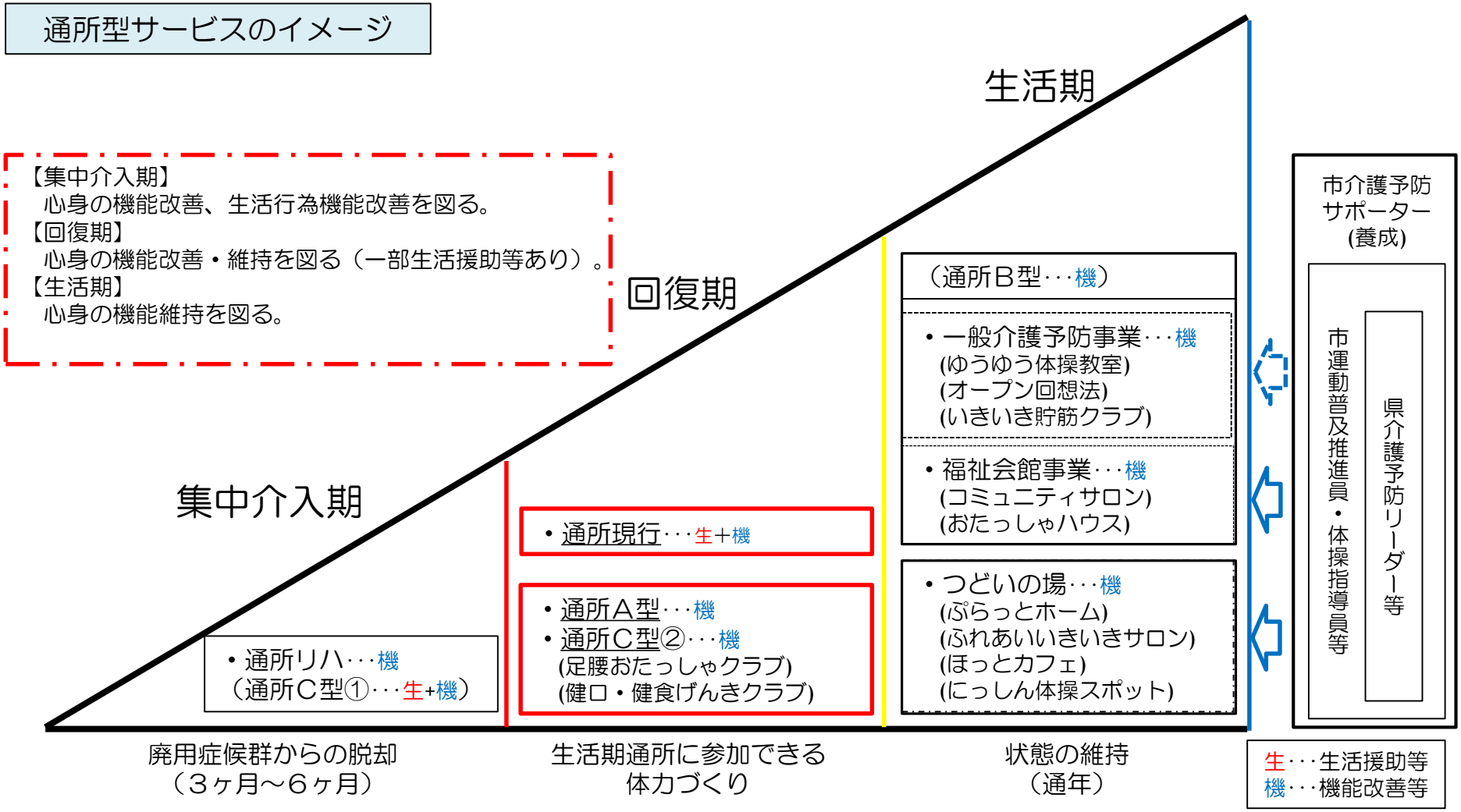

（2）事業対象者の判断（基本チェックリスト）及び介護予防ケアマネジメントについて

サービス利用の手続き

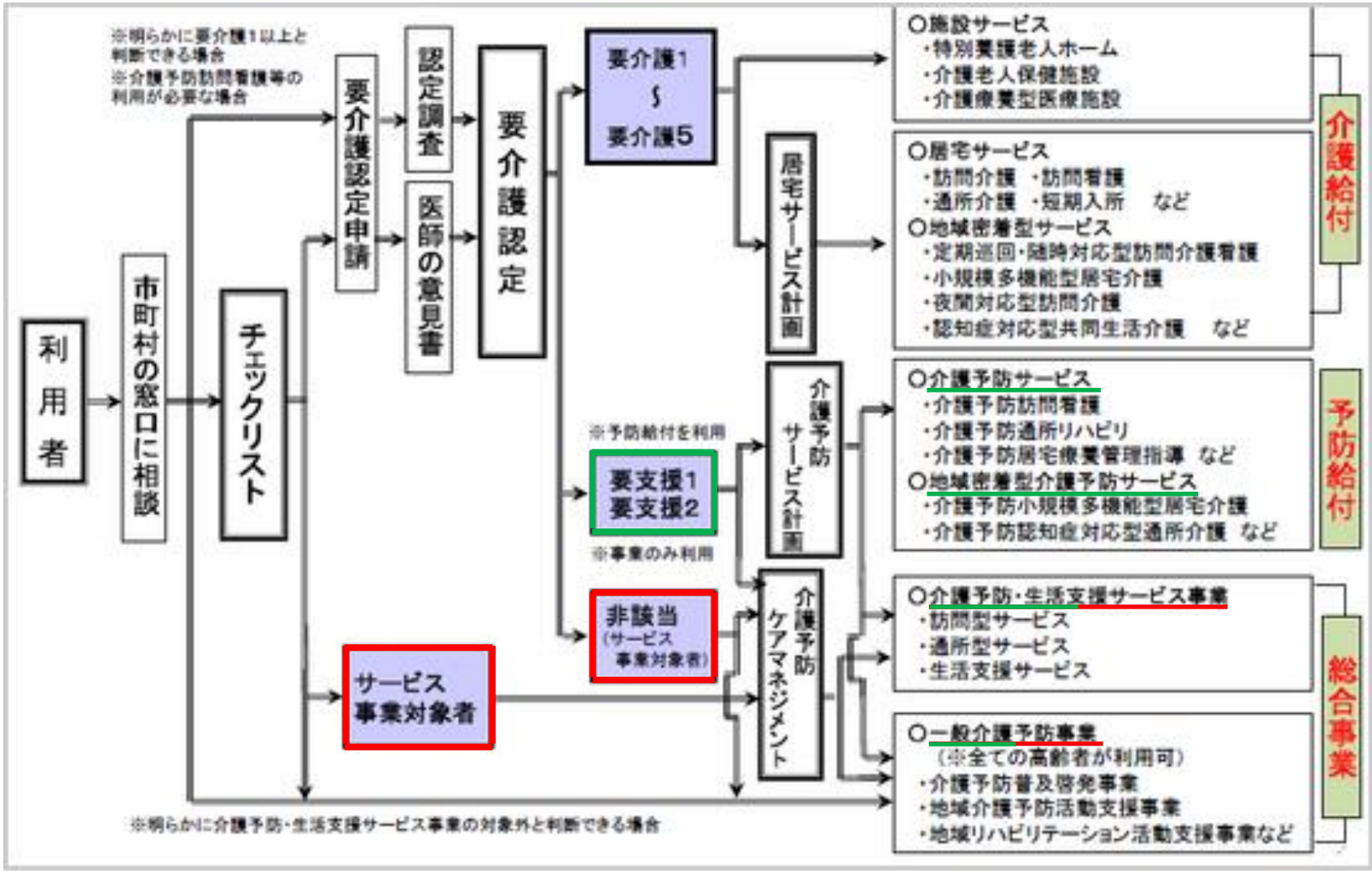
※明らかに要介護1以上と判断できる場合
※介護予防訪問看護等の利用が必要な場合
利用者
市町村の窓口に相談
チェックリスト
要介護認定申請
認定調査
医師の意見書
要介護認定
要介護1 § 要介護5
要支援1 要支援2
非該当（サービス事業対象者）
※予防給付を利用
※事業のみ利用
サービス事業対象者
居宅サービス計画
介護予防サービス計画
介護予防ケアマネジメント
○施設サービス
・特別養護老人ホーム
・介護老人保健施設
・介護療養型医療施設
○居宅サービス
・訪問介護 ・訪問看護
・通所介護 ・短期入所 など
○地域密着型サービス
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
・小規模多機能型居宅介護
・夜間対応型訪問介護
・認知症対応型共同生活介護 など
介護給付
○介護予防サービス
・介護予防訪問看護
・介護予防通所リハビリ
・介護予防居宅療養管理指導 など
○地域密着型介護予防サービス
・介護予防小規模多機能型居宅介護
・介護予防認知症対応型通所介護 など
予防給付
○介護予防・生活支援サービス事業
・訪問型サービス
・通所型サービス
・生活支援サービス
○一般介護予防事業
（※全ての高齢者が利用可）
・介護予防普及啓発事業
・地域介護予防活動支援事業
・地域リハビリテーション活動支援事業など
総合事業
※明らかに介護予防・生活支援サービス事業の対象外と判断できる場合

自立支援型の介護予防ケアマネジメント

本人の「自発性・参加意欲」と「継続性」をキーとした活動展開が必要

＜図表８：ガイドラインの類型から考える「サービスづくり」と「地域づくり」＞

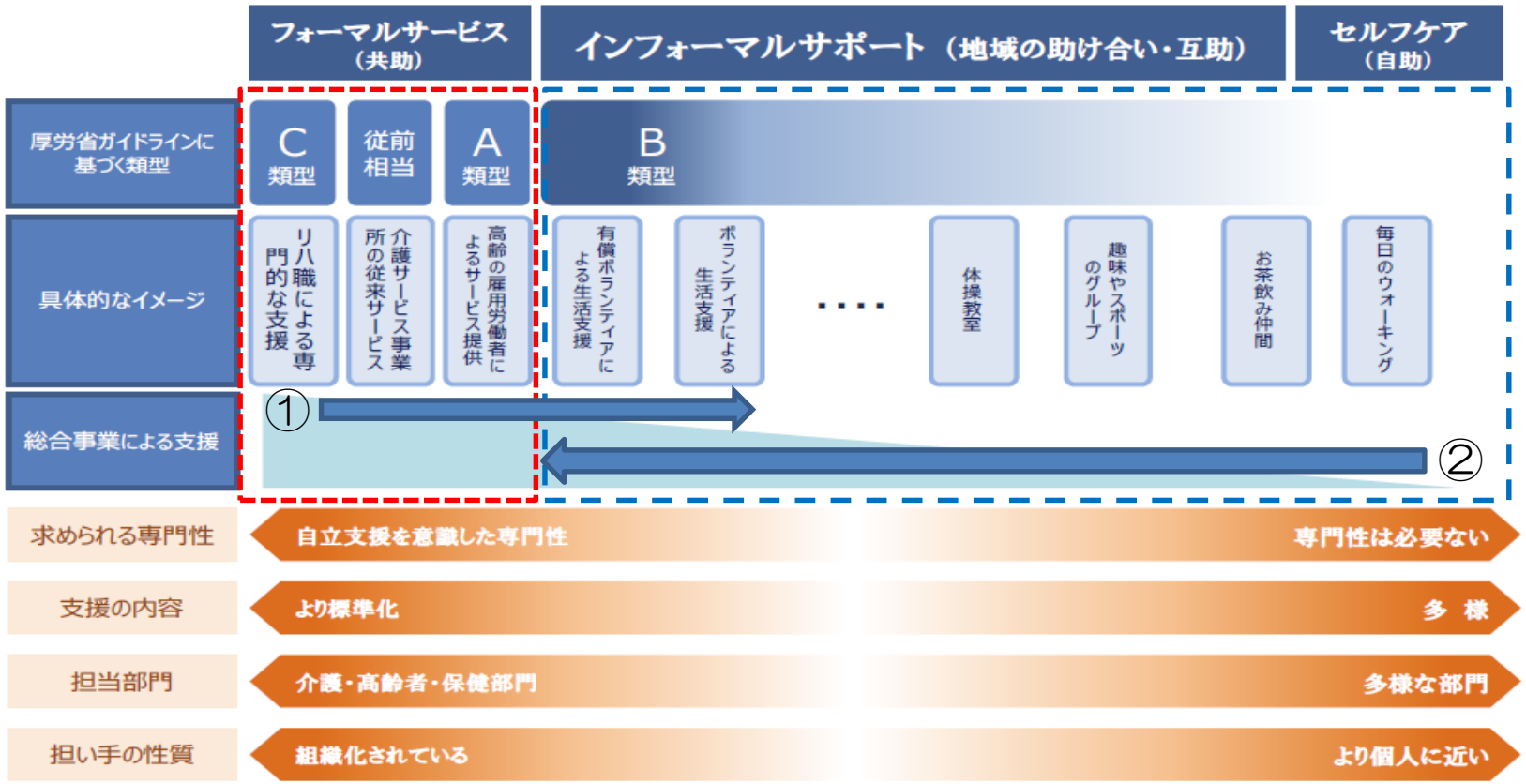

出典：新しい総合事業の移行戦略（三菱ＵＦＪリサーチ＆コンサルティング）

自立支援型の介護予防ケアマネジメント

＜図表 11：C 類型を例としたケアマネジメントのプロセスイメージ＞

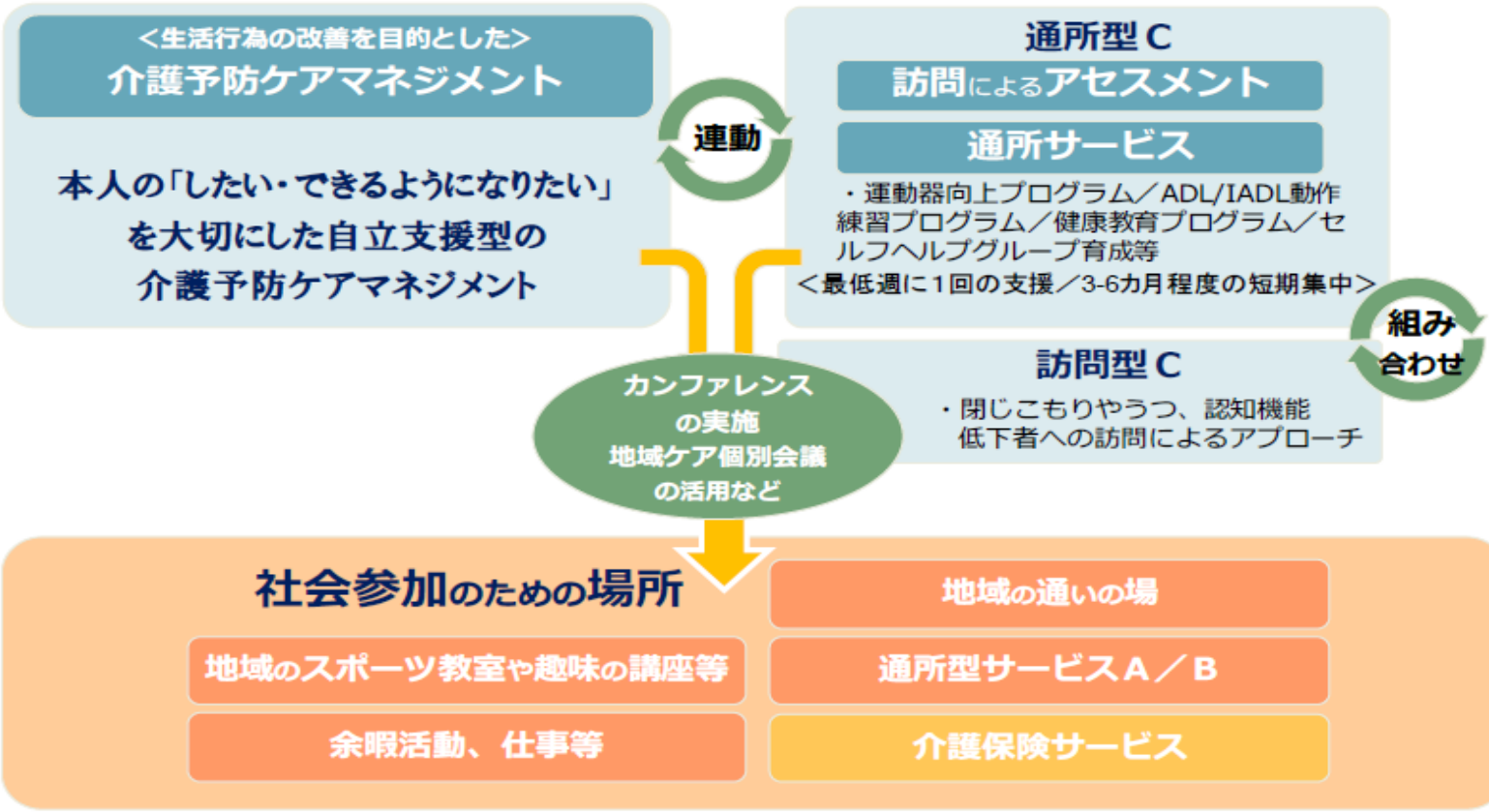

※「生活行為」とは、個人の活動として行う排泄、入浴、調理、買い物、趣味活動等の行為をいう。（通所リハビリテーション注９留意事項通知[老企第36号　第２の８(12)]より）

出典：新しい総合事業の移行戦略（三菱ＵＦＪリサーチ＆コンサルティング）

基本チェックリストについて①

日進市介護予防・日常生活支援総合事業　基本チェックリスト

記入年月日　　年　　月　　日

氏名		男・女	電話番号		被保険者番号	
住所	日進市				生年月日	大・昭　　年　　月　　日

No.	質問項目	回答(いずれかに○をつけてください。)		判定	
1	バスや電車で1人で外出していますか	0. はい	1. いいえ		
2	日常品の買い物をしていますか	0. はい	1. いいえ		
3	預貯金の出し入れをしていますか	0. はい	1. いいえ	/5	
4	友人の家を訪ねていますか	0. はい	1. いいえ		
5	家族や友人の相談にのっていますか	0. はい	1. いいえ		
6	階段を手すりや壁をつたわらずに昇っていますか	0. はい	1. いいえ		
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	0. はい	1. いいえ		
8	15分間位続けて歩いていますか	0. はい	1. いいえ	/5	
9	この1年間に転んだことがありますか	1. はい	0. いいえ		
10	転倒に対する不安は大きいですか	1. はい	0. いいえ		
11	6ヶ月間で2～3kg以上の体重減少はありましたか	1. はい	0. いいえ	/2	/20
12	身長　　cm　体重　　kg　(※BMI　　)	1. はい	0. いいえ		
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	1. はい	0. いいえ		
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	1. はい	0. いいえ	/3	
15	口の渇きが気になりますか	1. はい	0. いいえ		
16	週に1回以上は外出していますか	0. はい	1. いいえ	/2	
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	1. はい	0. いいえ		
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあると言われますか	1. はい	0. いいえ		
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	0. はい	1. いいえ	/3	
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	1. はい	0. いいえ		
21	(ここ2週間)毎日の生活に充実感がない	1. はい	0. いいえ		
22	(ここ2週間)これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	1. はい	0. いいえ		
23	(ここ2週間)以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる	1. はい	0. いいえ	/5	
24	(ここ2週間)自分が役に立つ人間だと思えない	1. はい	0. いいえ		
25	(ここ2週間)わけもなく疲れたような感じがする	1. はい	0. いいえ		

※BMI＝体重(kg)÷身長(m)÷(m)が18.5未満の場合をいう。　　受付者

この基本チェックリストは、総合事業での介護予防・生活支援サービス事業の利用にあたり、日進市介護福祉課及び地域包括支援センター等の関係機関に情報提供されることについて同意します。　　本人氏名

総合事業対象の判断基準

25項目の質問を実施し、下記のいずれかに該当した方がサービス事業対象者となる。

①質問項目No.1～20までの20項目のうち10項目以上に該当
⇒【虚弱】

②質問項目No.6～10までの5項目のうち3項目以上に該当
⇒【運動器】

③質問項目No.11～12の2項目の全てに該当
⇒【栄養】

④質問項目No.13～15までの3項目のうち2項目以上に該当
⇒【口腔】

⑤質問項目No.16に該当
⇒【閉じこもり】

⑥質問項目No.18～20までの3項目のうち2項目以上に該当
⇒【認知症】

⑦質問項目No.21～25までの5項目のうち2項目以上に該当
⇒【うつ】

基本チェックリストについて②

基本チェックリストの取り扱い

要支援認定の有効期間の満了時、また新規申請時には、基本チェックリストの活用を、先ずは検討してください。

○基本チェックリストを積極的に活用してください
（基本チェックリストを活用することは、利用者にとっては認定調査員の訪問調査や医師意見書のための受診が不要になります。）。

○基本チェックリストを行うのは、市または地域包括支援センターです。

○委託を受けてプランを作成している居宅介護支援事業所では、利用者の心身の状況を鑑み、基本チェックリストの活用を促してください。

○次のような方の場合には要支援認定申請の手続きをお手伝いください。
- 認知症、認知症の疑いがある方、また認知症の進行が予見される方
- 問題行動により目が離せない方
- 要支援認定を希望される方
- ２号被保険者

○サービスの利用の有無を問わず、基本チェックリストにより事業該当者と判定された方には、被保険者証を送付します。

介護予防マネジメントの類型について

日進市では下記の3種類を実施します。

国が示す類型	対象	内容
ケアマネジメントＡ （原則的なケアマネジメント）	現行相当サービス、緩和サービス（Ａ型）、 短期集中サービス（Ｃ型）を利用する場合	現行と同じ
ケアマネジメントＢ （簡略化したケアマネジメント）	委託事業 (通所型Ｃ：足腰おたっしゃクラブ) (　〃　　：健口・健食げんきクラブ)	現行を一部簡略
ケアマネジメントＣ （初回のみのケアマネジメント）	ケアマネジメントの結果、一般介護予防事 業等を利用する場合	初回のみ

※居宅介護支援事業所へ委託するのは、介護予防ケアマネジメントＡ（原則的なケアマネジメント）を行うケースで、下記のような場合です。

- 既存の要支援認定者
- 既存の要支援認定者が認定有効期間終了後に、更新申請をせずにチェックリストで事業対象者となった場合
- 新規（要支援認定者・事業対象者）で、初回のケアマネジメントを実施し、１クール(概ね３ヶ月)終了後

ケアプラン・ケアマネジメント（イメージ）

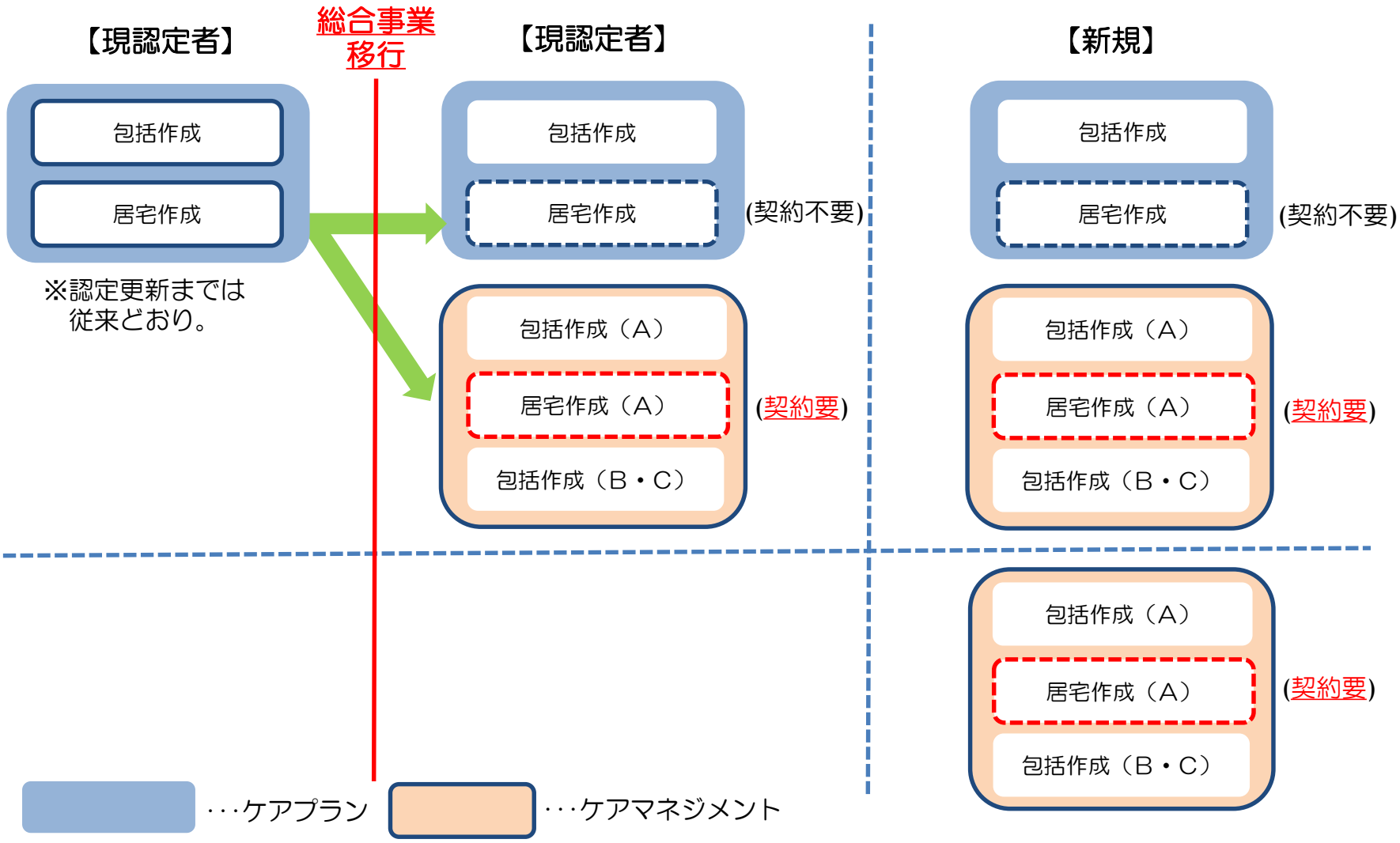

総合事業の介護予防ケアマネジメントについて

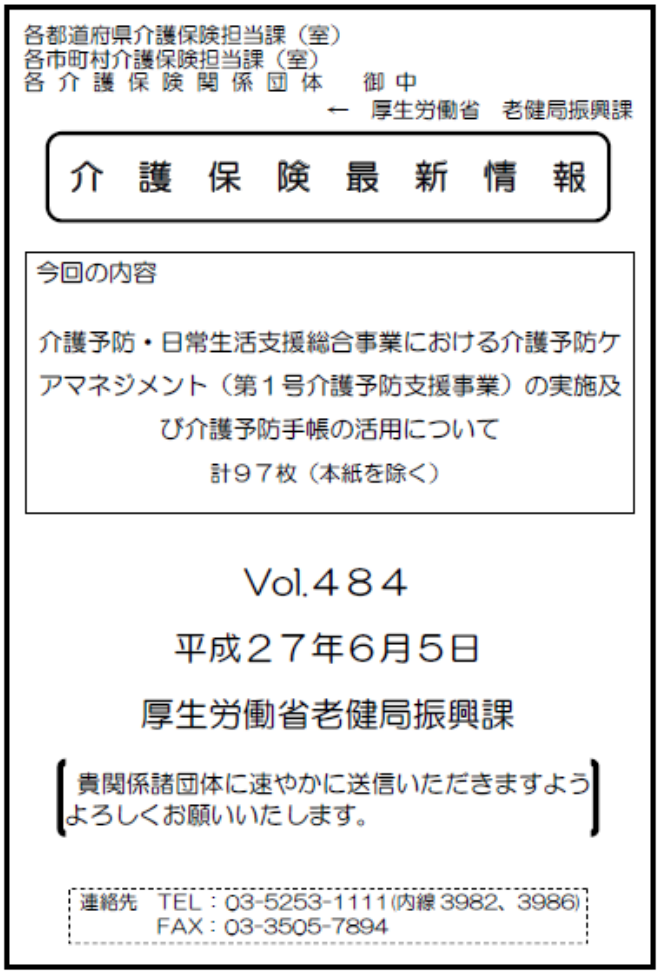

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室）
各介護保険関係団体　御中
←　厚生労働省　老健局振興課

介　護　保　険　最　新　情　報

今回の内容

介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント（第１号介護予防支援事業）の実施及び介護予防手帳の活用について

計９７枚（本紙を除く）

Vol.４８４

平成２７年６月５日

厚生労働省老健局振興課

貴関係諸団体に速やかに送信いただきますようよろしくお願いいたします。

連絡先　TEL：03-5253-1111(内線 3982、3986)
FAX：03-3505-7894

詳細は下記よりご確認いただけます。

平成２７年６月５日付け
介護保険最新情報　Vol.484

介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント（第１号介護予防支援事業）の実施及び介護予防手帳の活用について

http://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/
（WAMNET　ワムネットよりダウンロードできます。）

（３）介護予防・生活支援サービスの請求について

総合事業の請求のながれについて

例：利用者が事業のみを利用する場合

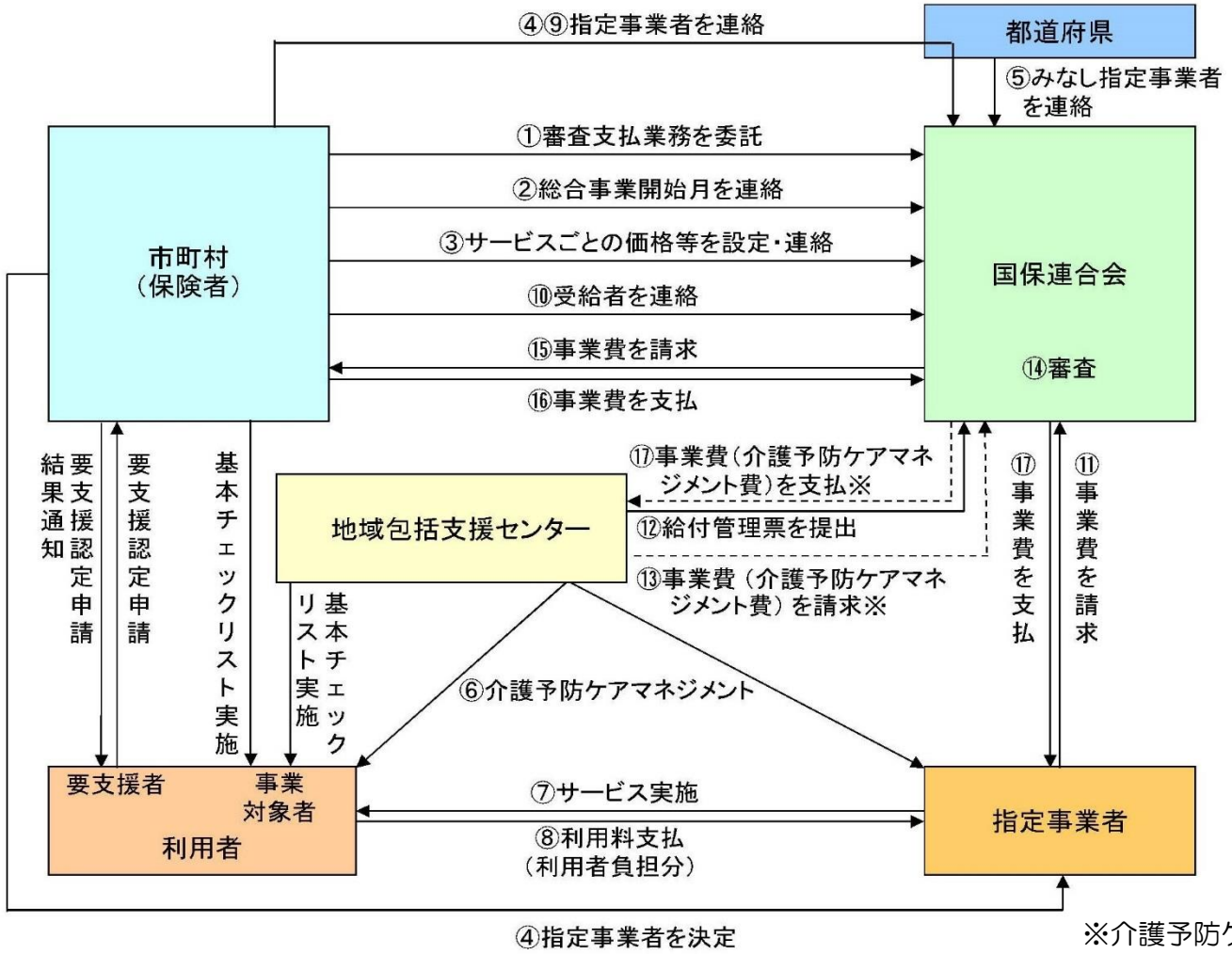

※介護予防ケアマネジメントの請求以外は現行と同様

現行相当サービスの請求について

新しい総合事業においての請求は現行の介護予防給付と同様に、審査支払に関して国保連合会を利用します。 請求にあたって、一括して給付管理票を作成してください。 詳しい請求方法については愛知県国民健康保険団体連合会へお尋ねください。

サービス種類コード
請求にあたって利用するサービス種類コードは介護予防給付とは異なります。
※請求にかかるコード表については、後日市のホームページ等でお知らせします。

①平成27年3月31日時点で、愛知県の指定を受けている指定介護予防サービス事業者

提供するサービス	日進市への指定申請	コード
介護予防訪問介護相当	不要	Ａ１（訪問）
介護予防通所介護相当	不要	Ａ５（通所）

②平成27年4月1日以降に、愛知県の指定を受けている指定介護予防サービス事業者

提供するサービス	日進市への指定申請	コード
介護予防訪問介護相当	必要	Ａ２（訪問）
介護予防通所介護相当	必要	Ａ６（通所）

現行相当サービスの類型

平成28年10月1日（事業開始）から平成30年3月31日までに指定内容等の変更があった場合には、それぞれ管轄の指定権者に変更届を提出する必要があることに注意。

提供するサービス		必要な事業所指定	指定権者
介護給付	訪問介護 通所介護 地域密着型通所介護	指定訪問介の指定 指定通所介護の指定 指定地域密着型通所介護の指定	愛知県（名古屋市） 愛知県（名古屋市） 日進市
予防給付	介護予防訪問介護 介護予防通所介護	指定介護予防訪問介護の指定 指定介護予防通所介護の指定	愛知県（名古屋市）
総合事業	介護予防訪問サービス 介護予防通所サービス (現行相当サービス)	総合事業サービス事業所の指定	日進市 （利用者の保険者）

※総合事業のみなし指定の事業所でも変更が生じた場合は指定権者に変更届が必要

【事業者と利用者の契約等について】

指定事業者は、利用者の総合事業移行に伴い、利用者に対して現在の予防給付等と同様に、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得た上でサービス提供してください。

利用者	契約書	重要事項説明書
既利用者（要支援者）	再契約	（再）同意
新規（要支援者・事業対象者）	新規契約	同意

法人の定款の変更及び事業所の運営規程等の作成について①

「介護予防・日常生活支援総合事業」は「介護予防サービス」とは別のサービスです。
そのため、法人の定款の変更や事業所の運営規程及び重要事項説明書の作成等が必要です。

（１）法人の定款

法人の定款の目的に、下記のような事業の記載がない場合は、定款変更（追記）を行っていただく必要があります。
例：「介護保険法に基づく第１号訪問事業」「介護保険法に基づく第１号通所事業」

※「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」については、平成３０年３月３１日までは、事業を実施する可能性があるため、それまでは、削除しないでください。
※「みなし指定」を受けている事業所については、みなし指定期間が満了して、更新申請をする前までに変更をお願いします。
※「みなし指定」を受けていない事業所については、総合事業の実施にあたり新規指定申請の必要があるため、指定申請時または、平成２８年１０月１日までに変更をおこなってください。
※ 定款変更について、所轄官庁の許認可が必要な場合は、必ず所轄官庁へその変更についてご相談ください。

法人の定款の変更及び事業所の運営規程等の作成について②

（２）運営規程

①サービスの表記の変更
タイトルも含め、現在の運営規程で使用されている表記を次のように変更する必要があります。
例：「介護予防訪問介護⇒介護予防訪問介護又は介護保険法に基づく第１号訪問事業」
　　「介護予防通所介護⇒介護予防通所介護又は介護保険法に基づく第１号通所事業」
※介護予防の表記を残すことについては、定款の変更と同様。

（３）契約書、重要事項説明書

①サービスの表記の変更
運営規程と同様に現在の契約書や重要事項説明書で使用されている表記を適切に変更してください。
②契約の締結時期
利用者の現在の要支援認定期間中は、介護予防サービスの利用者であるため、総合事業の利用開始時に契約を締結してください。要支援認定の更新時期は利用者ごとに違うため、平成２８年１０月１日までに契約書等のひな型を用意していただき、認定更新をした利用者と契約を締結することになります。

※契約締結の際は、重要事項説明書を交付して説明を行い、同意を得ることが必要です。

（４）介護予防・生活支援サービス事業の実施と手続きについて

サービス利用の流れ

項目	手続き
相談受付	・市役所、地域包括支援センターへ相談 ・必要な支援の聞き取り、総合事業の説明をします。
基本チェックリスト	・原則、被保険者本人と対面で実施する。不可能な場合は家族からの聞き取りまたは電話により、事業対象者として決定します。
ケアマネジメントの依頼	・地域包括支援センターがアセスメント等での訪問の際に、介護予防ケアマネジメント依頼届出書に記入していただく。
被保険者証の発行	・市は事業対象者用の被保険者証を発行します。 ・被保険者証と負担割合証を送付します。（負担割合証は既に発行している方を除く。）
ケアプラン作成 サービス担当者会議	・サービス担当者会議の実施、ケアプランの確定 ケアプラン同意等

サービス利用開始

基本チェックリストの実施対象者と要介護等認定申請対象者フロー図

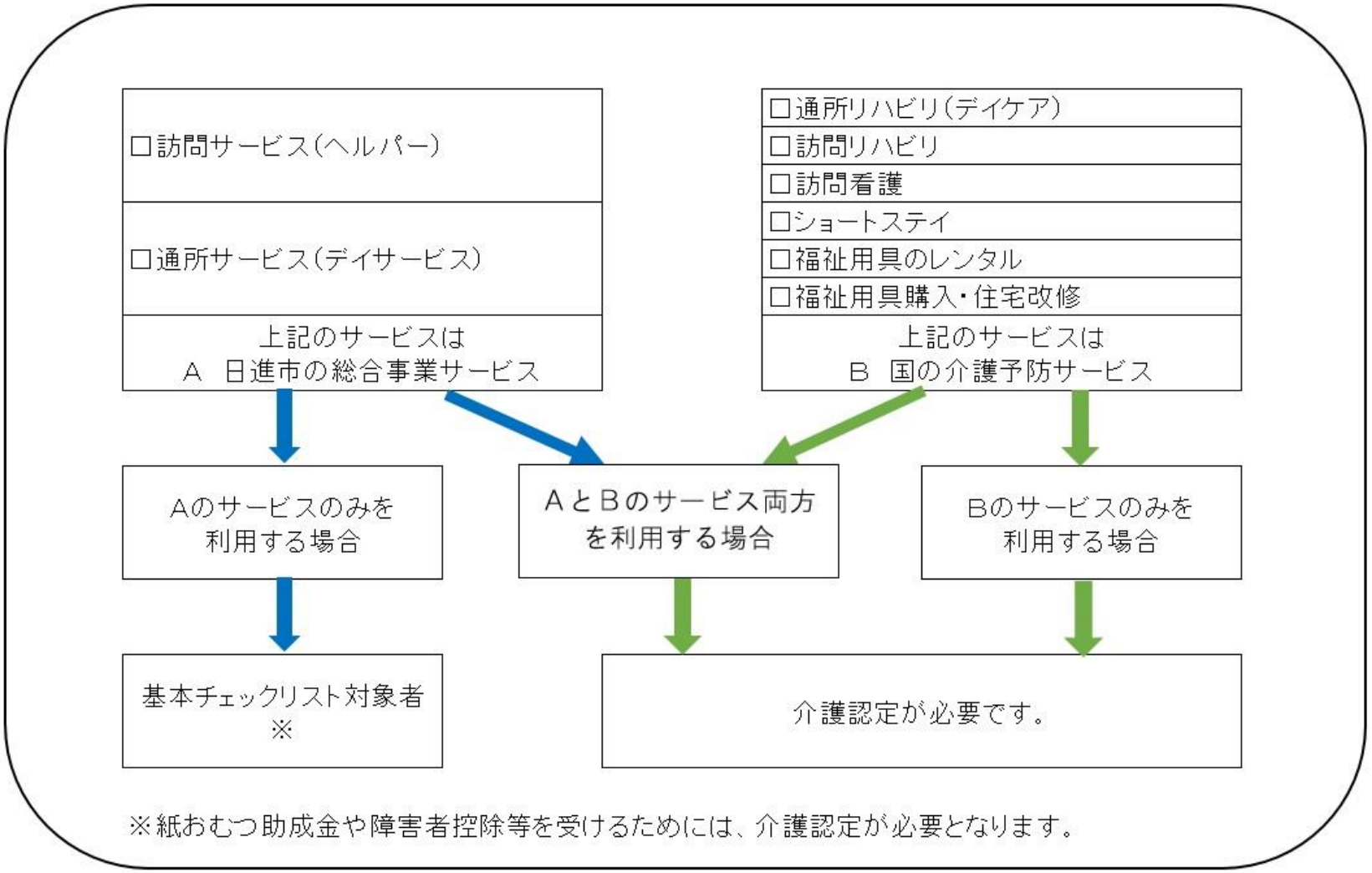

※紙おむつ助成金や障害者控除等を受けるためには、介護認定が必要となります。

基本チェックリストの実施対象者と要介護等認定申請対象者

区分		チェックリストの実施	要介護（要支援）認定申請書の提出
新規		訪問サービス・通所サービスのみ利用したい方	訪問サービス・通所サービス以外のサービスを利用したい方
更新	要介護認定者	すべて認定申請	
	要支援認定者	訪問サービス・通所サービスのみ利用したい方	訪問サービス・通所サービス以外のサービスを利用したい方
区分変更		状態悪化の場合は全て認定申請	
2号被保険者		すべて認定申請	

事業対象者の有効期間

日進市では、事業対象者の有効期間を、下記のとおり設定します。
◆有効期間･･･1年間　（平成28年10月10日の基本チェックリスト実施日の場合、
有効期限は平成29年10月31日になります。）

事業対象者の有効期間	
一般高齢者→事業対象者	基本チェックリスト実施日から1年間
要支援者→事業対象者	要支援の有効期間終了日の次の日から1年間
事業対象者→要支援（要介護）者	事業対象者の終了日（＝介護認定申請日の前日）

※事業対象者の方への被保険者証には有効期限を記載します。
※事業対象者の方には、有効期限終了のご案内はしません。地域包括支援センターの職員が有効期限を把握していますので、サービスの継続利用を希望される方につきましては、地域包括支援センターの職員が基本チェックリストをさせていただき、更新の手続きをします。